

入札監理小委員会
第597回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第597回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年9月15日（火）16：14～16：53

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○名古屋港湾合同庁舎他13施設維持管理業務委託一式（名古屋税関）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、稲生副主査、石田専門委員、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（財務省名古屋税関）

高見課長

佐藤課長補佐

本郷係長

（事務局）

小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第597回入札監理小委員会を開催します。

初めに、名古屋港湾合同庁舎他13施設維持管理業務委託一式（名古屋税関）の実施要項（案）について、名古屋税関、高見課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。よろしくをお願いします。

○高見課長 名古屋税関、会計課長の高見と申します。

それでは、対象事業の概要につきまして御説明させていただきます。

今回の対象事業は、公共サービス改革基本方針に基づき、財務省名古屋税関の関連施設であります名古屋港湾合同庁舎他13施設につきまして、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、一体的に維持管理業務等を委託するもので、同方針に沿って実施要項（案）及び仕様書（案）を作成いたしました。

本件の対象となる14施設の維持管理業務の調達につきましては、調達事務の効率化、スケールメリットを生かしたコスト低減を図るため、既に平成24年度から包括的な一体契約としており、民間事業者とも良好な協力関係を醸成しつつ、業務の履行を含めた諸般の運営が円滑になされている状況にあるところです。今回、新たな取組がさらなる公共サービス改革の増進につながることを期待しているところでございます。

実施要項等につきましては、他機関における複数の庁舎管理契約等の先例やこれらに係る御審議での各委員の先生方からの御意見や御指摘等を踏まえ、さらには、実施要項の指針、実施状況の情報開示指針を事務局からいただいておりますので、それらに留意し、また、事務局の御指導を幾度も仰ぎながら、委託する業務全体の構成が整合するように意識して作成いたしました。

それでは、本件維持管理業務におけます民間競争入札実施要項の詳細につきましては、課長補佐の佐藤から説明させていただきます。

○佐藤課長補佐 施設維持管理等担当課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。お手元の資料A-2にございます実施要項の詳細説明をさせていただきます。

まず本件の対象施設は、財務省、名古屋税関が管理する愛知県、三重県に所在する名古屋港湾合同庁舎、衣浦港湾合同庁舎、豊橋港湾合同庁舎、四日市港湾合同庁舎の合同庁舎4施設及び当管内に所在する10施設の計14施設であります。そのうち、代表としまして、合同庁舎1施設及び税関単独庁舎1施設の業務内容について御説明させていただきます。

御参考として、実施要項181分の20ページ、別添1-1にあります対象施設を御覧

ください。最上段に記載しております名古屋港湾合同庁舎本館は、地上9階・塔屋3階・地下1階の合同庁舎で、3省4官庁が入居しております。各官庁とも輸出入される貨物を対象とした業務を行っており、税関の業務としましては、管轄内の適正かつ公平な関税等の徴収、安全・安心な社会の実現、貿易の円滑化を目的に、保税地域の許可・取締り、貨物の輸出入手続、貨物の分析、関税・消費税などの徴収、輸入された貨物に係る納税申告内容の調査、犯則事件の調査及び処分、貿易統計の作成・公表等を実施しております。その他、3施設の合同庁舎についても名古屋港湾合同庁舎と基本的には同じ業務を実施しております。

次に、同ページ、上から3行目に記載しております稲永分室本館は、地上3階建てで名古屋税関のみが入居する単独の施設であり、稲永分室の業務内容としましては、船舶、航空機及び輸出入貨物の取締り並びに出入国旅客及び乗組員に対する検査、通関手続を24時間体制で実施しております。

そのほか、9つの9施設については、貨物の輸出入手続を主に実施する庁舎や貨物の検査を主に実施する庁舎など各庁舎の特性に応じた業務を実施しているほか、独身寮や駐車場も含まれております。

なお、大半の施設は市街地から離れた港湾地区にあり、施設数は多いものの規模が小さいものが多い上、名古屋市から離れた地域を個別エリアとして契約しようとした場合、人材の確保が困難であり、応札価格も上がる懸念があり、庁舎、宿舍と性質が違う施設であっても委託業務内容がおおむね同様であるため、一括契約としておりました。以上、14施設が本業務の対象施設でございます。

実施期間につきましては、会計課長から御案内のとおり実施要項の181分の9ページにございます。2ポツ、実施期間に関する事項に記載の令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間で予定しております。補足としまして、従来、単年度での契約としておりましたが、契約を履行する上で、業務全体の効率性、信頼性や契約受託者にとってノウハウの蓄積が期待でき、事業計画も立てやすくなると考えられることから、国庫債務負担行為を活用した複数年契約としました。なお、契約年数を3年としたのは、5年先までの各入居官庁等の入退去を把握できないこと。2、過去に実施した中部空港島で同様の案件が3年契約としており、特段の支障がないこと。3、受注者側が5年のリスクを請け負えない等の理由からです。

続きまして、対象業務につきまして御説明いたします。181分の4ページに記載がご

ございますが、設備運転・監視及び日常点検・保守、定期点検及び保守、清掃等業務、執務環境測定業務及び警備業務の5項目23業務が対象となります。先ほど御説明した14施設が対象であります。該当する設備がない、または法的に必要とされていない業務は、施設ごとに区分して一部を対象外としています。なお、各業務を円滑に遂行するための手段といたしまして、事業者には包括管理責任者を選任していただき、包括的な維持管理業務を行っていただくこととしております。

続きまして、サービスの質の関係について説明いたします。181分の9ページを御覧ください。3ポツ、入札参加資格に関する事項に関しましては、本案件の該当等級はAであります。競争性を高めるため、Bも含めた等級を競争参加資格として設定しております。また、入札参加グループでの入札についても認め、代表企業はAまたはB等級に格付されているものとして、グループ企業については、全等級に格付されている者を可として設定しております。

次に、181分の10ページを御覧ください。4ポツ、入札に参加する者の募集に関する事項、(1)今後の入札のスケジュールにつきましては、所要の調整を実施した上で、令和3年1月中旬頃に官報公告を予定しております。その後、入札説明及び質疑応答等を行い、開札・落札予定者の決定を令和3年3月上旬頃行い、令和3年4月からの業務開始を予定しております。

なお、令和元年度までは1者入札が継続していた本契約ですが、令和2年度においては複数社の応札をいただきました。1者入札を改善するために工夫した点といたしましては、まず、入札公告を1か月程度前倒ししたことが挙げられます。これは事業者に対して聞き取り調査を実施し、1月中に入札を行えば人員手配、準備期間が確保でき、応札が可能となる旨の回答が得られたことから実施したものです。

また、入札説明会や事業者からの問合せに対して、丁寧かつ分かりやすく説明するとともに、入札参加の意欲を続けたことが挙げられます。

181分の12ページを御覧ください。5ポツ、対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項では、落札者の決定は最低価格落札方式によるものとしております。

続きまして、181分の13ページを御覧ください。6ポツ、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項では、従来の実施に要した経費等は181分の24ページの別紙2に記載しております。

続きまして、181分の13ページを御覧ください。7ポツ、公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項では、国有財産の使用及び使用制限等について記載しております。

続きまして、181分の14ページを御覧ください。8ポツ、公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項では、事業者が報告すべき事項等を記載しております。

181分の18ページを御覧ください。9ポツ、公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任では、第三者に損害を加えた場合に関する事項を記載しております。

同じく181分の18ページ、10ポツ、対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項では、本業務の実施状況調査について記載しております。

次に、181分の19ページを御覧ください。11ポツ、その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項では、対象公共サービスの監督上の措置等の管理委員会への報告及び名古屋税関の監督体制について記載しております。

その他としまして、181分の24ページ、別紙2、従来の実施状況に関する情報の開示の中で示しておりますけれども、対象としている維持管理業務につきましては、今まで全て委託契約を行っておりました。

なお、補足としまして、181分の29ページ、下段を御覧ください。過去における業務従事者数につきましては、定期清掃、保守及び点検業務等の再委託を行っている業務については記載しておりません。

以上、簡単でございますが、実施要項の説明を終わらせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

石田先生、よろしく申し上げます。

○石田専門委員 石田です。

3点確認をしたいことがありまして、まず1つ目ですが、今回のこの業務は受付業務等

がないので、コロナ対応を適切に行う等の記載というのは必要ないという理解でよいでしょうかというのが一つ目です。

2つ目は、181分の7ページのサービスの質の設定の管理・運營業務の質、包括的に達成すべき質のアンケート調査を実施するということですが、これは14施設ありますので、不満度が30%以下というのは、全ての施設を個別に見て、14施設あるけれども、全て30%以下にするのか、あるいは平均をとって30%以下にするのか、どういうふうに考えていらっしゃるのかということが2つ目です。

最後3つ目は、品質の維持で(4)のところに、障害発生時及び緊急対応時の現地到着までの所要時間がおおむね120分以内となっているのですが、これ例えばエレベーターに閉じ込められたときに2時間程度というのが適切なのかどうなのか。ほかの施設でも、2時間を許容しているのかどうかということをちょっと教えていただきたくお願いします。
○高見課長 少々お待ちいただけますか。確認しております。

お待たせいたしました。1つ目のコロナ対応の件ですが、受付業務自体は警備業務の中で一応庁舎の入り口の受付をしてもらうという業務がございますので、コロナ対応の明記はしてございませんが、実際、検温をしてもらうとか、そういった対応は監督者からの指示ということでやっていただくこととしております。

2点目、アンケート、30%以下というところですが、これは一応平均で30%以下ということ想定してございます。

3点目、何かあったときの120分以内の到着につきましては、ちょっとエレベーターでの閉じ込めという事態が過去に起きたことがございませんので、個別の内容として、そのエレベーターの閉じ込めというところは考えてはいないのですが、通常のほかの庁舎の契約の中でも、何かあった場合に120分以内に到着という内容で一応規定しているので、それと同様の内容としてございます。

以上でございます。

○石田専門委員 ありがとうございます。コロナについては、受付業務があるということなので、特に記載はしなくていいのでしょうか。1行ぐらいいは、コロナについて適切な対応に努めるとかというのはあったほうがいいのではないのかなと思いました。

あと、アンケートについては平均ということですが、そうすると14も施設があるとならされてしまうので、各施設で不満度が30%以下にしたほうがいいのではないかと思います。

それから、エレベーターの閉じ込めは想定していない、さらにほかの仕様書でも120分以内ということですが、どうでしょうか。私としてはちょっと2時間は長いような気がいたしますが、ほかの先生方、御意見ありましたらお願いします。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

小松先生。

○小松専門委員 小松ですけれども、2時間というのが長いか短いかというのは、これちょっとよく分からないですね。状況にもよるし、場合によっては半日ぐらい空けても大丈夫だからというのあれば、緊急を要する場合はもうちょっと早くというのものもあるかもしれませんが、本当に緊急だったら警察とか消防とかそういうところに連絡をされるのだらうと思うので、管理する会社としてはロケーションの問題もあるかと思うので、この辺りでもうしようがないかなというふうには思います。

それから、この庁舎ですけれども、14あるとおっしゃっていましたが、具体的にはどのくらい離れているのですか。

○高見課長 すいません。ちょっと補足ですが、警備につきましては、14施設あるうちの名古屋港湾合同庁舎のみでやってございます。

○小松専門委員 分かりました。

○高見課長 施設のロケーションにつきましては、基本的に名古屋等の市街地からはかなり離れたところに所在しているものがほとんどになります。

○小松専門委員 そうすると、警備以外の例えば設備の故障とか、そういう場合に駆けつけるということになりますよね。そうすると、遠いところだったら2時間もちょっときついかもしれないという感じがちょっとするのですが、この障害緊急対応というこの具体的なものを想定するのはなかなか難しいかとは思うのですが、状況によってはもっと時間がかかってもやむを得ないというふうには私は思うのですが、、いかがですか。

○高見課長 やはり今、小松先生から御指摘ございました施設のロケーションと、あと落札した事業者の会社とか営業所の所在地によりまして、かなり差は出てくるかなと思うのですが、一応120分程度で。

名古屋の市街地から対象の施設で一番遠い豊橋までで、直接行って2時間程度というデータになりますので、何かあったときに連絡をして、すぐ駆けつけていただければ120分程度、何とか到着できるのではないかというところで設定してございます。

○小松専門委員 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 先生方の質問の途中ですが、事務局から1点確認させてください。名古屋税関が入居している港湾合同庁舎は、24時間の勤務体制を取っている施設でしょうか。警備員が24時間張りついているということでしょうか。

○高見課長 名古屋港湾合同庁舎は本館と別館がございまして、別館に入っている海上保安庁、こちらが24時間帯制の勤務をしております。ですから、本館も別館も警備員は24時間で勤務をしていると。名古屋税関としましては、先ほど御説明でも出てまいりました稲永分室が24時間の業務をしているところになります。そちらは警備がございません。以上です。

○事務局 ありがとうございました。

○石村専門委員 よろしいでしょうか。

○事務局 石村先生、よろしく申し上げます。

○石村専門委員 資料A-4の契約金額を見ると、平成30年度が7,700万円、平成31年度が7,854万円、令和2年度が7,700万円で、資料A-2の181ページ分の29ページを見ると、注記事項の②で第二駐車場は令和2年度から当該業務追加と書いてあります。平成30年度から平成31年度というのは、何かやっぱり業務が増えたから上がったということなのですか、150万円ぐらい。要は、平成31年度から令和2年度になって量を積み重ねたにもかかわらず150万円減ったということで、これは単に平成30年年度から平成31年度は1者入札だから、業者が強気に出て150万円増えたけれども、逆に、ナショナルメンテナンスさんが参入してきて、要は、金額がまたちょっと頑張った形で下がったという形になっているのですかね。

さらに言えば、(注記事項)の3番から8番まで見ると、令和3年度は除外、不要、除外というような形で結構業務が減るような形になるので、金額が下がるような感じの見込みになるのですかね。

○高見課長 ちょっと詳細確認しますので、少々お待ちください。

○石村専門委員 すいません。

○高見課長 お待たせいたしました。業務といたしましては、今、石村先生に御指摘いただきました駐車場の部分が令和2年度から増えているというところではございますが、駐車場の部分は緑地の管理業務、草刈り業務がメインになってございまして、金額がそれほど大きく動くような内容の増減というのは平成30年度、平成31年度、令和2年度であ

るわけではございません。なので、多分、落札金額が動いているのは、先ほど御指摘のあった令和2年度では競争が働いた結果、金額が下がったというように認識をしてございます。

○石村専門委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことはございますでしょうか。

○事務局 では、質疑応答の中で、実施要項等の修正に関わるものについて確認をしたいと思います。

まず、石田先生から御指摘がありましたコロナ対応の記載について、警備の中で行っている受付業務で検温をされているということですが、こちらについてもコロナ対応について記載を検討していただけるということによろしいでしょうか。

○高見課長 はい。安全対策の要綱を盛り込みまして、そちらに記載をさせていただきたいと思います。

○事務局 よろしくをお願いします。

次、2番目、アンケート、不満度30%以下についてですが、平均をとって30%以下ということだったのですが、全部の施設で平均をとるとならされてしまうため、各施設で30%以下としたらどうでしょうかという御意見がありました。これについても検討していただけるということでしょうか。

○高見課長 はい。そのとおりに検討させていただきたいと思っております。

○事務局 分かりました。

次に、所要時間は120分程度ということですが、こちらは施設のロケーションが離れているということですか事業者の所在地にもよるところですが、名古屋の市街地から一番遠い施設まで所要時間が2時間程度はかかってしまうということで、特にこちらは修正しないという整理でよろしいでしょうか。

○高見課長 そのままで行かせていただければと思っております。

○事務局 先生方、よろしいでしょうか。

○小松専門委員 結構です。

○事務局 分かりました。

あと、再委託先の業務開示ができないということを打合せの段階で聞いておりましたが、

こちらでも現状できないということで間違いないでしょうか。

○高見課長 はい。そちらは、そのとおりでございます。

○事務局 ありがとうございます。

あと、御質問があった点で、令和3年度においては駐車場業務が増える予定ですが、緑地管理が主なのでそれほど増加はしないだろうという見込みと、平成31年度から令和2年度にかけて価格が下がっている要因は、競争が働いたという御回答をいただいておりますが、こちらは特に修正に関わるものではありませんが、確認ということでよろしいでしょうか。

○高見課長 はい。税関のほうはそれで。

○事務局 御質問いただいた指摘事項については、以上のとおりとなります。

では、検討と修正をよろしく願いいたします。

○高見課長 はい、分かりました。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、古笛先生、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 では、1点だけ御確認させていただきたいのが、再委託先の業務開示ができないということで、これは特に参入障壁になるという懸念はないのでしょうか。大丈夫でしょうか。

○高見課長 大きな障壁になるとは考えておりません。

○古笛主査 実際に、今回は、令和2年度は2者参加されたということですね。

○高見課長 そうです。

○古笛主査 説明会にもたくさんいらっしゃっているので、次もたくさん参加されるように努めていただけたらと思います。

○高見課長 懇懇等を努めて、複数者、来ていただけるように努めたいと思っております。

○古笛主査 各委員の先生方、これでよろしいでしょうか。

○石村専門委員 結構です。

○小松専門委員 結構です。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、一部訂正があった実施要項の点につきましては、後ほど事務局を通じて各委員の先生方に御確認いただけたらと思います。

その上で、実施要項（案）の取扱いや管理委員会への報告資料の作成については、私のほうに御一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容などに何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（名古屋税関退室）

— 了 —